

受注業者各位

静 岡 市

建築士法第22条の3の3に関する手続について

延べ面積が300㎡を超える建築物の新築等に係る設計業務委託を契約するときは、契約締結前に、建築士法第22条の3の3に定める下記事項について発注者と協議することが必要です。つきましては、同法第24条の7第1項に基づく説明を行う際に、発注担当課に別紙1を提出してください。また、契約書を袋綴じする際に、契約書鑑の次頁に別紙1を綴じ込んでください。

記

- 1 作成する設計図書の種類
- 2 当該設計に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨
- 3 建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
- 4 建築士事務所の開設者の氏名（当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあっては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）
- 5 設計業務委託の対象となる建築物の概要
- 6 業務に従事することとなる建築士の登録番号
- 7 業務に従事することとなる建築設備士がいる場合にあっては、その氏名
- 8 設計の種類、内容及び方法

（注1）建築士事務所登録をしていない場合は、2、3、4、6、7の記載を要しないので抹消線で消すこと

| | |
|------|--------------|
| 問合せ | |
| 担 当 | 財政局財政部契約課 |
| | 工事契約第1係、第2係 |
| 電話番号 | 054-221-1027 |

(別紙1)

建築士法第22条の3の3に定める記載事項

| | |
|--------------|-----------|
| 対象となる建築物の概要 | 〇〇仕様書のとおり |
| 業務の種類、内容及び方法 | 〇〇仕様書のとおり |

| | |
|-------------|-----------|
| 作成する設計図書の種類 | 〇〇仕様書のとおり |
|-------------|-----------|

| 設計に従事することとなる建築士・建築設備士 | |
|-----------------------|---------|
| 【氏名】： | |
| 【資格】： () 建築士 | 【登録番号】： |
| 【氏名】： | |
| 【資格】： () 建築士 | 【登録番号】： |
| (建築設備の設計に関し意見を聴く者) | |
| 【氏名】： | |
| 【資格】： () 設備士 | 【登録番号】： |
| | () 建築士 |

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合はその旨記載する。

| | |
|--------------|-----------------------|
| 建築士事務所の名称 | |
| 建築士事務所の所在地 | |
| 区分(一級、二級、木造) | () 建築士事務所 |
| 開設者氏名 | (法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名) |

(注) 契約後に記載の変更が生じる場合には、契約変更の対象となるため、速やかに報告すること。